

水道料金は期限内に納付しましょう



皆さんから納めていただく水道料金は、水道を支える貴重な財源です。

水道料金は私たちの暮らしを支えています

私たちが支払っている水道料金は、水道管等の水道施設の維持管理・更新のための、貴重な財源となっています。水道事業の平成29年度収益（収入）のうち、約86・5%が皆さんから納めていただいている水道料金です。

納期内納付をお願いします

水道料金を納めないでいると・・・

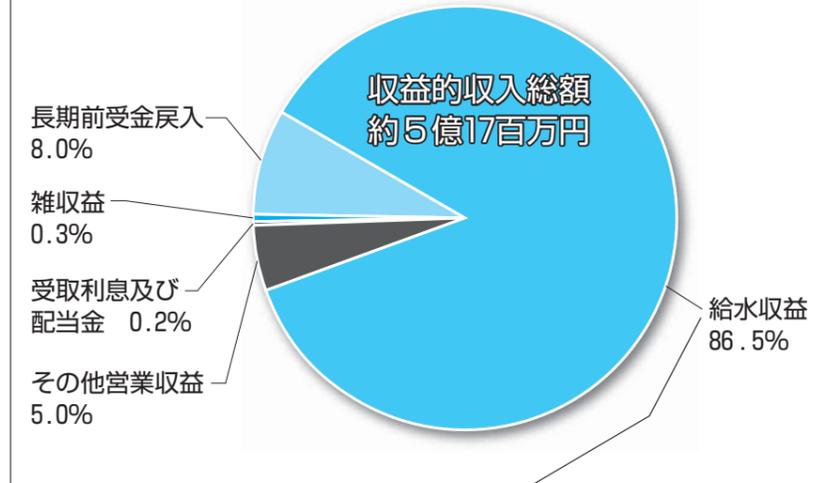
納期限を超過しても納付や相談がない方に対しては、督促文書の送付、電話催告や自宅訪問などを行います。それでも納付いただけない使用者に対しては、給水停止を行っています。

町の水道料金の水準は

皆さんに納めていただいている水道料金は、水道事業会計のほとんどを賄っている収益の柱となっています。その水道料金は左記の表のとおりで、県内ではとても安価になっています。

問合せ 上下水道課 62-0728

平成29年度水道事業会計収益的収入割合



給水収益=水道料金の水準はどうか

料金	市町村等	
	料金	市町村等
安い ↑	90円以上100円未満	93.2円 嵐山町
		94.5円 東松山市
		97.6円 和光市
		99.6円 川島町
		101.0円~118.8円 11市6町
		121.5円~139.9円 12市2町2企
↑	120円以上140円未満	140.4円~156.5円 5市4町
		161.5円~175.5円 3市1町2企
		181.4円~384.8円 1市2町
		180円以上
↓ 高い	180円以上	181.4円~384.8円 1市2町
		161.5円~175.5円 3市1町2企
		140.4円~156.5円 5市4町
		121.5円~139.9円 12市2町2企
		101.0円~118.8円 11市6町
		94.5円 東松山市

- 注1) 家庭用1か月20㎡使用時の1㎡当りの料金を算出
 2) 消費税及び地方消費税を含む
 3) 「企」とは2市町以上で構成する企業団
 4) 平成30年4月1日現在

水道工事は指定給水装置工事事業者へ

問合せ 上下水道課 62-0728

水道を新しく引いたり、今使っている水道の改造や撤去、漏水等の工事は、嵐山町指定給水装置工事事業者へ直接お申し込みください。なお、指定工事店以外に水道工事を行うことができません。万一、指定工事店以外が水道工事を行った場合は給水を停止することがありますので、ご注意ください。

また、地下漏水が原因による水道料金は、軽減措置が適用できる場合があります。指定工事店または、上下水道課管理担当にお問い合わせください。

なお、指定工事店の一覧表は、町ホームページをご覧ください。どうか、お問い合わせください。

写真付きのマイナンバーカードをつくりましょう

問合せ 町民課 62-2154

顔写真付のマイナンバーカードは、公的な身分証明書なので、それ1枚で本人確認書類として使えます。また、署名用の電子証明書があれば、インターネット等でe-Tax（電子申請）が利用できます。申請後、カードができあがるまでに1か月程度かかります。



千年の苑「ラベンダー園」摘み取り無料券プレゼント

6月末日までにマイナンバーカード申請または受け取りで、ラベンダー摘み取り無料券をプレゼントします。

マイナンバーカード申請用の顔写真撮影サービス（無料）実施中

ご自身で写真撮影が困難な方や職員に相談をしながら申請をされたい方は、ぜひご利用ください。サービスの利用には、お電話または

契約保養施設をご利用ください

問合せ 町民課 62-2154

町では、県国民健康保険団体連合会を通じて、42都道府県419か所の保養施設と利用契約を結んでいます。町民の方は、契約料金を宿泊利用でき、嵐山町国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者は、さらに1泊3,000円の助成が受けられます（年度内2泊まで）。

契約保養施設をご利用になる場合、町民課保険年金担当窓口にお越しください。利用券及び助成券を発行します。日程や参加者などが決まりましたら申請してください。

発行された利用券及び助成券をお持ちのうえ、保養施設をご利用いただくと、宿泊代金精算の際に、1泊大人1名当り3,000円が差し引かれます。なお、この利用券及び助成券は旅行会社を利用したバック旅行にはご利用できません。ご注意ください。

健康長寿歯科健診を実施します

問合せ 県後期高齢者医療広域連合給付課 048-833-3130

前年度中に75歳になられた後期高齢者被保険者を対象に、健康長寿歯科健診を実施します。お口の健康は全身の健康につながります。疾病の予防や健康増進のため、ぜひ受診しましょう。

対象者：昭和18年4月2日～19年4月1日までに生まれた方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方。

（対象となる方へは6月下旬頃、受診案内が送付されます）

実施期間 7月1日（月）～令和2年1月31日（金）

5月31日から6月6日は禁煙週間

問合せ 健康いきいき課 62-0716

今年度のテーマは、「2020年、受動喫煙のない社会を目指して」です。この煙から子ども達をまもろうと。たばこの煙は、喫煙者だけでなく、周りの人の健康にも害を及ぼす可能性があります。この機会に、禁煙について考えてみませんか。

喫煙による病気のリスク

たばこの煙には、タールなどの発がん性物質、ニコチン、一酸化炭素など、250を超える有害物質が含まれていると言われてます。そのため、肺や気管支の病気、心臓や脳の病気など、全身の病気になる危険性を高めます。妊婦が喫煙すると、低出生体重児、流産の危険が高くなります。

受動喫煙が周囲に与える害

喫煙者本人が吸い込む煙を主流煙、たばこの先から立ち上る煙を副流煙と言います。主流煙よりも副流煙の方が、有害物質が多く含まれています。周囲でたばこの煙にさらされている人も、健康を損ねる危険があります。また、子どもは、身体が小さく未発達な分、影響を受けやすいと言えます。乳幼児突然死症候群（睡眠中に、突然死亡してしまう病気）の危険性も高まりますので、乳児のそばでの喫煙は止めてください。

自分の健康、大切な人の健康を守る

ためにも、禁煙を考えてみませんか。自分だけで禁煙するのは、とても難しいことです。家族や友人の協力、禁煙補助剤（ニコチンパッチ、ニコチンガム）、医療機関（禁煙外来など）をうまく活用しながら、禁煙に取り組んでみませんか。